

令和5年2月27日招集 第1回室蘭市議会定例会追加議案

目 録

番 号	件 名
議案第28号	令和4年度室蘭市一般会計補正予算(第10号)
議案第29号	室蘭市長及び副市長等の給料月額の特例に関する条例制定の件

令和 4 年度室蘭市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 4 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 3 月 23 日提出

室蘭市長 青山 剛

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業費	294,000

室蘭市長及び副市長等の給料月額の特例に関する条例制定の件

室蘭市長及び副市長等の給料月額の特例に関する条例を次のように制定したい。

令和5年3月23日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市長及び副市長等の給料月額の特例に関する条例

令和5年4月1箇月間に限り、市長に支給する給料月額は室蘭市特別職の職員の給与に関する条例（昭和57年条例第22号）附則第7項の規定により算定した額に100分の50を、副市長（市長が定める者に限る。）に支給する給料月額は同項の規定により算定した額に100分の70を、地方公営企業管理者（病院事業管理者を除く。以下「管理者」という。）に支給する給料月額は同条例別表第1の規定により算定した額に100分の70を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 室蘭市特別職の職員の退職手当条例（昭和46年条例第28号）に規定する手当の計算の基礎となる給料月額については、市長及び副市長においては室蘭市特別職の職員の給与に関する条例附則第7項、管理者においては同条例別表第1の規定により算定した額とする。

（この条例の失効）

- 3 この条例は、令和5年4月30日限り、その効力を失う。

（提案理由）

市長、小泉副市長及び水道事業管理者の給料月額について特例を定めたいので、本案を提出する。